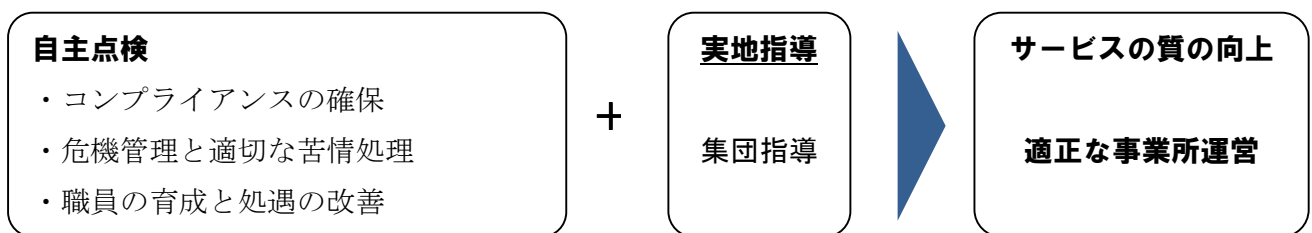


埼玉県の介護サービス事業者に係る実地指導のポイント

趣旨

埼玉県では、介護サービス事業者の方々に対する適正な事業運営の支援の一つとして、集団指導及び実地指導を行っています。

実地指導は、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、各事業所を直接訪問し、実施しています。



実地指導の主な対象事業所

- 平成22年度中に指定の更新の手続きの対象となる事業所
- 新規に指定されてから1年を経過した事業所
- 苦情や通報があり、運営指導が必要とされる事業所

指導に当たっての重点事項

- 高齢者虐待防止及び身体拘束禁止についての制度理解及び事業者の積極的取組の推進
- 「ケアプラン」や「他職種協働によるケア」をベースにした報酬上の加算などの適正な請求の推進
- 苦情、事故、感染症、食中毒等があった場合の適切な対応
- 人員や運営等に関する基準の遵守
- 業務管理体制の整備のための取組の確保
- 介護サービスの質の向上や給与改善など職員定着のための積極的な取組の推進

よく見られる改善を要する主な事項

① 人員に関する基準

- サービス提供責任者や生活相談員、介護職員等について、基準を満たす員数が確保できていない

② 運営に関する基準

- 重要事項説明書に苦情相談窓口等の記載漏れがある
(保険者(市町村)、埼玉県国民健康保険団体連合会苦情相談窓口が記載されていない)
- 従業者に対する定期的な研修がされていない
- サービス提供記録に必要事項の記載がされていない
- 従業者の健康状態の把握がされていない
(健康診断の実施又は結果の確認がされていない)
- 利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項の掲示を行っていない
- 従業者の退職後における利用者等の秘密の保持について、必要な措置が講じられていない
- サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報を用いる場合に利用者及びその家族からの同意を得ていない
- 苦情・事故の記録が適切になされていない
- 事故が発生した際の対応方法があらかじめ定められていない
- 事業所の管理者、サービス提供責任者、運営規程等届出が必要な事項に変更があったときの県福祉事務所への届出がされていない

③ 介護給付費の算定及び取扱い

- 基準に基づいた各種加算が適切に算定されていない

県では、実地指導にあたり、利用者の皆様により質の高いサービスの提供が図れるよう、事業所と一緒にその体制づくりを進めてまいりたいと考えています。

実地指導の対象となった事業所の皆様には、ご理解・ご協力をお願いします。

問い合わせ先

埼玉県 福祉部 福祉監査課 介護事業者指導第一・二担当

電話 048-830-3259・3257

FAX 048-830-4788